ハ　当該有価証券を他の者に取得させることを目的としてイの発行者及びロ(1)から(4)までに掲げる者から当該有価証券を取得した金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し

ニ　有価証券の売出しに係る引受人（法第二条第六項第一号に規定する行為を行う者を除く。）に該当する金融商品取引業者等が行う当該有価証券の売出し

第十四条の五第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　記載された発行残高の上限を減額しなければならない事情が生じたこと。

第十四条の五第三項第一号中「発行予定額」の下に「又は発行残高の上限」を加える。

第十四条の九中「第二条第三項各号」を「第二条第四項各号」に改める。

第十四条の九の二中「第十四条の十五の二」を「第十四条の十六」に改める。

第十四条の十四を次のように改める。

（適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等）

第十四条の十四　法第二十三条の十三第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する内閣府令で定める事項は、有価証券発行勧誘等又は有価証券交付勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該当することにより当該有価証券発行勧誘等又は当該有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項とする。

一　当該有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号ハに規定する条件が付されている場合　当該有価証券発行勧誘等に付された条件の内容

二　当該有価証券交付勧誘等に令第一条の七の四第一号ハに規定する条件が付されている場合　当該有価証券交付勧誘等に付された条件の内容

三　当該有価証券に定義府令第十一条第一項又は第十三条の四第一項に定める方式に従った譲渡に関する制限が付されている場合　当該制限の内容

四　当該有価証券が定義府令第十一条第二項又は第十三条の四第二項に定める要件に該当している場合　当該要件の内容

2　法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める場合は、当該適格機関投資家向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該適格機関投資家向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた適格機関投資家向け勧誘（他の者が行つたものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合とする。

第十四条の十四の二第二項第一号中「（同条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）」を削り、同項第三号中「第十一条の三第一号ロ」を「第十二条第一号ロ」に、「第十三条の三第一号ロ」を「第十三条の六第一号ロ」に改める。

第十四条の十五第一項中「有価証券発行勧誘等」の下に「又は有価証券交付勧誘等」を加え、同項第一号中「第十三条第一項」の下に「又は第十三条の七第一項」を加え、同項第二号中「第十三条第二項又は第三項」を「第十三条第二項若しくは第三項又は第十三条の七第一項若しくは第二項」に改め、同条第二項中「金額は、一億円」を「場合は、当該少人数向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額に、当該少人数向け勧誘を行う日以前一月以内に行われた少人数向け勧誘（他の者が行つたものを除く。）に係る当該有価証券と同一種類の有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額を合算した金額が一億円未満となる場合」に改める。

第十四条の十五の二を削る。

第十四条の十六を次のように改める。

（少人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券）

第十四条の十六　令第三条の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

第十五条の四第三号中「第三十四条の四第四項」を「第三十四条の四第六項」に改める。

第十六条第一項第二号イ中「前号ハ」を「同号ハ」に改める。

第十九条第二項第一号中「をいう」を「のうち、当該有価証券の売出しが行われる日以前一月以内に行われた同種の既発行証券の売付け勧誘等の相手方が五十名未満の者である場合を除き、当該有価証券の所有者が第四条第四項第一号又は第二号に掲げる者であつた場合に限る」に改め、同条第四項第二号中「前号イ中「、募集又は売出し」とあるのは」を「同号イ中「、募集又は売出し」とあるのは」に改める。

第二十条第四項中「当該財務局長」を「当該財務局長等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項、第二十四条の四の三第一項、第二十四条の四の七第四項、第二十四条の五第五項、第二十四条の六第二項若しくは第二十四条の七第三項において準用し、又はこれらの規定（法第二十四条の六第二項を除く。）を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正届出書、訂正報告書若しくは訂正確認書又は法第二十三条の九第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）若しくは第二十三条の十第一項（同条第五項において準用し、又はこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じてこれらの書類を提出する場合は、金融庁長官に提出するものとする。

第二十三条の二第一項中「書面又は電磁的方法による承諾」を「電磁的方法又は電話その他の方法により同意」に改め、同条第二項第一号イ及びロ中「承諾」を「同意」に改め、同条第三項各号列記以外の部分、第二号及び第三号中「規定する」を「掲げる」に改め、同項第四号中「ニに規定する」を「ニに掲げる」に改め、同号イ中「承諾」を「同意」に、「、ロ」を「若しくはロ」に改め、同号イ(1)及び(2)中「規定する」を「掲げる」に改め、同項第五号中「規定する」を「掲げる」に、「前号イの」を「同号イの」に改め、同条第六項中「承諾」を「同意」に、「書面又は電磁的方法」を「電磁的方法又は電話その他の方法」に改める。

第二十三条の三第一項中「（法第二十三条の十四第二項の規定により交付しなければならない書面を除く。次項において同じ。）」を削り、「法第二十七条の三十の九第一項を準用する場合の」を「準用する同条第一項に規定する」に、「書面又は電磁的方法による承諾」を「電磁的方法又は電話その他の方法により同意」に改め、同条第二項中「同条第一項を準用する場合の」を「準用する同条第一項に規定する」に改め、同項第一号イ及びロ中「承諾」を「同意」に改め、同条第五項第一号中「規定する」を「掲げる」に改め、同条第六項中「承諾」を「同意」に、「書面又は電磁的方法又は電話その他の方法」に改める。

第二十三条の四を削る。

第二号様式記載上の注意(8)に次のように加える。

i　届出書の対象とした募集が定義府令第９条第１号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘である場合には、その旨を欄外に記載すること。

第二号様式記載上の注意(9)cに次のただし書を加える。

ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成21年内閣府令第73号。以下この(30)において「改正府令」という。）第１条の規定による改正前の連結財務諸表規則第93条の規定若しくは改正府令附則第２条第２項若しくは第３項の規定又は連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則第３項の規定若しくは改正府令第10条の規定による改正前の同項の規定により連結財務諸表を作成した提出会社（dにおいて「米国基準適用会社」という。）が指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合は、記載を要しない。

第二号様式記載上の注意(9)dの後段に次のただし書を加える。

ただし、提出会社が米国基準適用会社である場合は、記載を要しない。

第二号の四様式記載上の注意(1)に次のように加える。

g　届出書の対象とした募集が定義府令第９条第１号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘である場合には、その旨を欄外に記載すること。